

令和4年9月8日

隠岐の島町長 池田 高世偉 様



隠岐の島町特別職報酬等審議会

会長 藤田 司



町長等の報酬及び期末手当等について（答申）

令和4年6月29日付 隠総第79号にて諮問のありました町長、副町長及び教育長並びに議会議員（以下「町長等」という。）の報酬及び期末手当等について、下記のとおり答申いたします。

記

1. 給料（月額）及び報酬（月額）については、町村合併時の額を基本とすることが妥当である。
2. 期末手当支給月数については、町村合併時における町長等の期末手当と一般職員の一時的金（期末手当+勤勉手当）との月数の差を基本とすることが妥当である。
3. 期末加算率については、県内類似団体並みの水準とすることが妥当である。
4. この答申による報酬及び期末手当等の改定時期は、令和5年4月1日とされたい。

## ■答申内容の説明

### 1. 審議の経過等

本審議会は、令和4年6月29日、隠岐の島町特別職報酬等審議会条例第2条の規定により、池田町長から、町長等の特別職の報酬及び期末手当等について諮問を受けた。

本審議会は、町長等の特別職の報酬等を審議するにあたり、これまでの報酬改定の経過、県内及び近隣地域の類似団体との比較、現在の社会経済情勢や町の財政状況などについて、資料等により検討を行った。

また、平成25年度以降、約9年間にわたって審議会が開催されず、この間、町長等の特別職の報酬等は据え置きとされてきた実情を踏まえ、各委員がそれぞれの団体や町民の代表として、広範な角度から総合的に審議検討を進めた。

#### 【審議会の開催状況】

	開催日	内容
第1回	令和4年6月29日(水)	会長等の選任、資料説明、質疑応答、諮問事項の審議
第2回	令和4年7月28日(木)	追加資料説明、質疑応答、諮問事項の審議、意見集約
第3回	令和4年8月31日(水)	答申案の審議、答申内容の決定

#### 【審議に用いた資料】

- ・資料1 隠岐の島町特別職報酬等審議会条例
- ・資料2 隠岐の島町長、副町長及び教育長の給与等に関する条例
- ・資料3 隠岐の島町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例
- ・資料4 給料・報酬・期末手当の改定状況
- ・資料5 報酬・給与カットの推移
- ・資料6 町長等の給料月額等の比較(県内及び鳥取県類似団体)
- ・資料7 議員の報酬月額等の状況(県内及び鳥取県類似団体)
- ・資料8 特別職の総収入額の状況(県内及び鳥取県類似団体)
- ・資料9 令和4年度隠岐の島町当初予算の概要
- ・資料10 県内市町村の財政状況
- ・資料11 特別職及び一般職の一時金支給月数の推移
- ・資料12 一般職の加算率の扱いについて
- ・資料13 報酬等見直し試算(町長・副町長・教育長)
- ・資料14 報酬等見直し試算(議会議員)

## 2. 答申にあたっての考え方

### (1) 総論

本町では、平成16年の町村合併以降、厳しい財政状況が見込まれる中、持続可能な財政運営を進めていくために、平成17年10月に隠岐の島町行財政改革大綱を策定し、以来、定員適正化計画による職員数の削減をはじめ、事務事業の見直しや指定管理者制度の活用など、行財政改革の取組を推進されてきた。

この間、特別職の報酬等についても、町長、副町長、教育長は平成16年度から令和元年度までの16年間、また、議会議員については、平成18年度から平成20年度までの3年間、それぞれ報酬等の減額措置を実施し、財政健全化の努力をされている。

これらの取組の結果、本町の財政状況についてみると、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく実質公債費比率や経常収支比率などの財政力指数は少しずつ改善され、現在、概ね健全と評価できる状態を維持している。

次に、社会経済情勢の変化や民間企業の状況などを踏まえた報酬等の在り方については、これらの動向を公務員の給与に反映する人事院勧告の勧告経過を参考にした。

これまでの人事院勧告は、平成17年より令和3年までの16年間で、8回の引き上げ及び4回の引き下げ勧告がなされているが、本審議会が開催されていない平成25年度以降の8年間では、6回の引き上げに対し2回の引き下げ勧告となっている。このことを踏まえるならば、この間における国内の社会経済情勢等は総じて上向いていると判断される。

これらの状況に加え、県内及び近隣地域の類似団体との報酬等や財政状況について比較するなど、多角的・総合的に審議を行った結果、最終的に次のとおりの認識で一致した。

### (2) 町長等の給料（月額）及び報酬（月額）について

町長、副町長及び教育長の給料は、町村合併当時（平成16年）から、2回（平成17年、平成22年）にわたり給料の減額改定を実施している。一方で、議会議員の報酬は、町村合併当時の額から据え置かれていること。また、前述のとおり、町村合併以来、町長等の特別職の給料及び報酬等の減額措置を実施し、財政健全化の努力をされてきた結果として、本町の財政状況が町村合併時より改善されてきたこと。

これらを踏まえ、町長、副町長、教育長の給料及び議会議員の報酬ともに、町村合併時の額を基本とすることが妥当であるとの結論に達した。

### (3) 町長等の期末手当支給月数について

町長等の期末手当の月数は、町村合併時の3.30月から現行の2.95月と0.35月の引き下げになっていることに対し、同期間における一般職員の一時金（期末手当＋勤勉手当）の月数は4.40月から現行の4.30月と0.10月の引き下げにとどまっております。町長等の特別職と一般職員との格差が拡大していること。また、現行の期末手当の月数は、県内の類似団体と比較すると最下位の状況にあること。

これらを踏まえ、町長等の期末手当支給月数については、町村合併時における町長等の期末手当と一般職員の一時金（期末手当＋勤勉手当）との月数の差を基本とすることが妥当であるとの結論に達した。

### (4) 町長等の期末加算率について

町長、副町長及び教育長の期末加算率は、県内の類似団体と比較すると最下位の状況にある。また、議会議員の期末加算率については、県内の類似団体と概ね同等の数値となっている。

これらを踏まえ、町長等の期末加算率については、町長、副町長、教育長及び議会議員ともに、県内類似団体並みの水準とすることが妥当であるとの結論に達した。

### (5) 報酬及び期末手当等の改定時期について

平成22年度以降、長期間にわたり特別職の報酬及び期末手当等の改定がなされていない状況から、速やかに改定を行う必要があると判断し、改定時期は令和5年4月1日とすることが妥当であるとの結論に達した。

## 3. 附帯意見

地方分権の進展や少子高齢化に伴う人口減少、住民ニーズの多様化・複雑化に伴う行政需要の拡大など、今後も地方自治体を取り巻く環境は一層厳しくなることが予想されており、町長等の特別職の果たす役割と責任はますます重くなっている。

このような中において、町長等の特別職の報酬等については、社会経済情勢や財

政状況を踏まえ審議する必要があるが、平成25年度に審議会が開催されて以来、約9年ぶりに開催された状況である。

ここ数年間に限って言えば、新型コロナウイルス感染症拡大による社会経済活動の低迷やウクライナ情勢による物価高騰等、住民感情を考慮すれば、決して改定する状況にはないと思われるが、本審議会としては、前述のとおり平成25年度以降の人事院勧告の経過を踏まえ、この間における国内の社会経済情勢等は総じて上向いていると判断したところである。

このことから、町の重要な施策を担うべき町長等の特別職の報酬等については、改定の必要性に関係なく定期的（2年～4年）に審議会に諮問を行い審議すべきであるとの意見で一致した。

また、議会議員においては、今後人口減少が進んでいく中で、議員活動に専念できるよう配慮し幅広い人材を確保していくために、報酬等と議員定数とを併せて審議すべきではないかとの意見もあった。

最後に、町長をはじめ町執行部と議会議員が、適度な緊張感と信頼関係のもと、それぞれの役割と職責を認識し、人口減少対策をはじめとする本町の課題解決に向け、互いに協力して取り組んでいかれることを希望する。

隠岐の島町特別職報酬等審議会 委員名簿

No.	選出区分	氏名	所属	備考
1	住民代表	藤田 司	五箇地区区長会 会長	会長
2	女性団体	石川 昭美	隠岐の島町商工会女性部 部長	職務代理者
3	経済団体	佐々木賢治	JAしまね隠岐地区本部 本部長	
4	福祉団体	藤野 雅栄	社会福祉法人わかば あじさい・太陽所長	
5	民間企業	阪本 博和	㈱山陰合同銀行西郷支店 支店長	
6	住民代表	齋藤 律子	隠岐の島町農業委員会 委員	
7	労働団体	池田 邦彦	連合島根東部地域協議会 隠岐地区会議 議長	